建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

国土交通省
不動産・建設経済局　建設業課

建設発生土の搬出先の明確化等

国土交通省

盛土をめぐる現状

○静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和３年７月）

○盛土の総点検において、**全国で約３.６万箇所を目視等により点検**(令和４年３月)

死者・行方不明者27名、家屋被害128棟

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、
家屋被害1棟

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

盛土による災害の防止に関する検討会　提言（令和３年12月24日）　＜抜粋＞

危険な盛土等の発生を防止するための仕組み

【基本的考え方】

○危険な盛土造成等を規制するための全国一律のルール（新たな法制度）を創設し、規制を強化していくべき。

○廃棄物が混じっていない土は、自然由来のものであり、適切に活用し、又は自然に還していくべきもの

○新たな法制度の創設と併せ、建設現場から搬出される土についても**搬出先の適正を確保するための方策を講じることが重要**。

○有効利用されている実態を踏まえると、搬出先の適正確保と有効利用を一体的に図る仕組みが効果的

○発注者側における取組については、まずは国が率先して取り組むことはもとより、地方公共団体や民間発注者についても、これまで以上に積極的な役割を果たすことが求められる。

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

○ 建設発生土について、全ての公共工事発注者に指定利用等※の原則実施を要請

※工事の発注段階で搬出先を指定する等

○ 発注者に対し、契約締結時における適切な処理費用負担や、予期せぬ費用増が生じた場合には追加負担について受注者と適切に協議することを要請

○ 継続的に大規模な建設工事を発注している民間発注者については、指定利用等の実施や、それが困難な場合でも元請業者により適正処理が行われることを確認するよう求める

○ 民間工事も含めた取組として、資源有効利用促進法の計画制度を強化し、元請業者に対し、**事前に搬出先が適正であることを確認**させることや、**実際にそこに搬出されたことを受領書で確認**させる仕組みを構築

建設工事から発生する土の搬出先の明確化等

国土交通省

建設工事から発生する土

分別

- 廃棄物 ・・・廃掃法に基づき適正に処理
- 廃棄物を分別した土 → 建設発生土 ・・・資源有効利用促進法※に基づき再生資源として利用

※資源有効利用促進法は、使用済物品や副産物（建設発生土も対象）の発生抑制及び再生資源等の利用促進に関して所要の措置を講じるもの。

指定利用等の徹底

○ **全ての公共工事発注者**に**指定利用等の原則実施**を要請 ⇒ **処分費の積算への計上**を徹底

○ **継続的に大規模な建設工事を発注している民間工事発注者**には、**指定利用等の実施**や、それが困難な場合でも**元請業者により適正処理が行われることを確認**するよう求める

【指定利用等の取組状況】

国	：99%
都道府県	：88%
政令市	：77%
市区町村(政令市除く)	：69%

建設発生土の計画制度の強化

【現行制度】資源有効利用促進法により元請業者に対し、搬出先(他の工事現場、残土処分場等)等を記載した再生資源利用促進計画書の作成・保存を義務付け

○ 計画書の作成**対象工事の拡大**（土砂1,000㎥ →500㎥）、**保存期間の延長**（１年→５年）、**発注者への報告と建設現場への掲示**を**義務化**【省令改正：R4.9.2公布、R5.1.1施行】

※併せて事業所等への立入検査等の対象事業者を拡大し、チェック機能を強化

【政令改正：R4.8.30閣議決定、R4.9.2公布、R5.1.1施行】

○ 搬出先の**盛土規制法の許可の事前確認**及び搬出後の**土砂受領書等の確認**を**義務化**

【省令改正：盛土規制法の施行(R5.5.26)に合わせ施行予定】

ストックヤード運営事業者の登録制度の創設により、**ストックヤードからの搬出先を明確化**

【告示：盛土規制法の施行(R5.5.26)に合わせ施行予定】

【再生資源利用促進計画書】（イメージ）

計画書

請負会社　：●●株式会社
工事所在地：●●市●●町●●
建設発生土：●●●● ㎥
搬出先　　：●●工事　●●● ㎥
　　●●処分場　●●● ㎥

＋

新たな法制度等（盛土規制法等）

○ 厳格な**盛土許可制**　○ 不法盛土の**監視強化**（**許可地一覧の公表・現地掲示**）

○ 盛土許可違反の**建設業者への処分**

建設発生土の計画制度強化に関する取組（第一弾）

国土交通省

公布：令和４年９月２日
施行：令和５年１月１日
（省令：施行日以降に契約する工事に適用）

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準（省令）を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒**再生利用の促進・不適正処理防止の観点から、政省令を改正し、計画制度を強化。**

◇計画制度・元請業者責任の強化【省令改正】※

（１）再生資源利用促進計画の作成対象工事の拡大等

土砂等の利用量や搬出量・搬出先等を記載する再生資利用促進計画に関して、
・計画作成の対象工事拡大（搬出土砂量1,000m3以上→500m3以上）
・計画及びその実施状況の保存期間の延長（１年→５年）

（２）元請業者責任の強化等

・計画作成後の発注者への説明を義務付け
・発注者からの請求に応じて実施結果を報告
・計画の現場掲示を義務付け（インターネット公表の努力義務）
・元請及び下請け企業は、契約に際し、運搬費その他処理経費の適切な見積りに努める

※２つの省令の関係部分を改正
・再生資源省令
（土砂等を工事に利用する際の省令）
・指定副産物省令
（土砂等を工事から搬出する際の省令）

◇勧告・命令の対象事業者の範囲の拡大【政令改正】

・より小規模な事業者も勧告・命令の対象となるよう、
その基準を年間施工金額５０億円以上→２５億円以上に引き下げ。

（盛土規制法の施行に合わせ、更なる省令改正を予定
（搬出先の盛土規制法の許可の事前確認・
土砂受領書等の確認義務化等）

省令改正（第一弾）に対応した現場掲示様式について

国土交通省

〇省令改正で再生資源利用（促進）計画等を工事現場の公衆の見えやすい場所に掲載することとした
〇これに伴い国土交通省のホームページで掲載している参考様式に**掲示様式を追加し公開**
〇現在、**建設副産物情報交換システム**（COBRIS)で、掲示様式に**必要情報が自動的に記入**されるようシステムを改修中(令和5年3月末頃、改修完了予定。利用可能となった段階で周知予定。)

ホームページ公表の掲示様式（参考）

再生資源利用促進計画書　－現場掲示用－

1.工事概要

発注者の商号、名称又は氏名		法人番号					
		請負会社名				作成・更新年月日	令和　年　月　日
		会社所在地		TEL		工事責任者	

工事名		工事施工場所		工期	令和		年		月		日から
					令和		年		月		日まで

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量	現場内利用		現場外搬出について						再生資源利用促進率
場外搬出時の性状	（掘削等）=②+③ 小数点第三位まで	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	搬出先名称	搬出先場所住所	搬出先の種類	③現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	④再生資源利用促進量	②+④/① (%)
コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1			トン	トン	0.000 トン	0%
				搬出先2			トン	トン		
	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1			トン		0.000 トン	0%
				搬出先2			トン			
アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン	0.000	0.000	搬出先1			トン	トン	0.000 トン	0%
				搬出先2			トン	トン		
第一種建設発生土	0.000 地山m³	0.000	0.000	搬出先1			地山m3	地山m3	0.000 地山m³	0%
				搬出先2			地山m3	地山m3		
第二種建設発生土	0.000 地山m³	0.000	0.000	搬出先1			地山m3	地山m3	0.000 地山m³	0%
				搬出先2			地山m3	地山m3		
第三種建設発生土	0.000 地山m³	0.000	0.000	搬出先1			地山m3	地山m3	0.000 地山m³	0%
				搬出先2			地山m3	地山m3		
第四種建設発生土	0.000 地山m³	0.000	0.000	搬出先1			地山m3	地山m3	0.000 地山m³	0%
				搬出先2			地山m3	地山m3		
浚渫土以外の泥土※	0.000 地山m³	0.000	0.000	搬出先1			地山m3	地山m3	0.000 地山m³	0%
				搬出先2			地山m3	地山m3		
浚渫土※（建設汚泥を除く）	0.000 地山m³	0.000	0.000	搬出先1			地山m3	地山m3	0.000 地山m³	0%
				搬出先2			地山m3	地山m3		

※　発注者と協議し、必要に応じて記載

※既存の再生資源利用（促進）計画様式に掲示様式のシートを追加し、「発注者の商号、名称又は氏名」の記入を除き、既存様式に入力した内容が、掲示様式に自動的に転記される。

【ホームページ掲載先】
国土交通省ホーム>　政策・仕事>　総合政策>　リサイクル>　建設リサイクル推進施策　情報交換システム>　建設リサイクル報告様式
URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

発生土の適正処理について（ストックヤードへの対応）

パブコメ中

盛土規制法にあわせ、**資源有効利用促進法の省令改正（第2弾）**及び**ストックヤードに関する新たな登録制度を創設**する。
【目的】・ストックヤードに搬入された場合でも、適正な処分等がされること
・優良なストックヤード等の育成により、発生土のリサイクルを促進すること

・省令第2弾、ストックヤード運営事業者登録制度ともに、盛土規制法の施行（R5.5）に合わせ施行予定
・ただし、最終搬出先までの確認義務については、R6.6施行予定

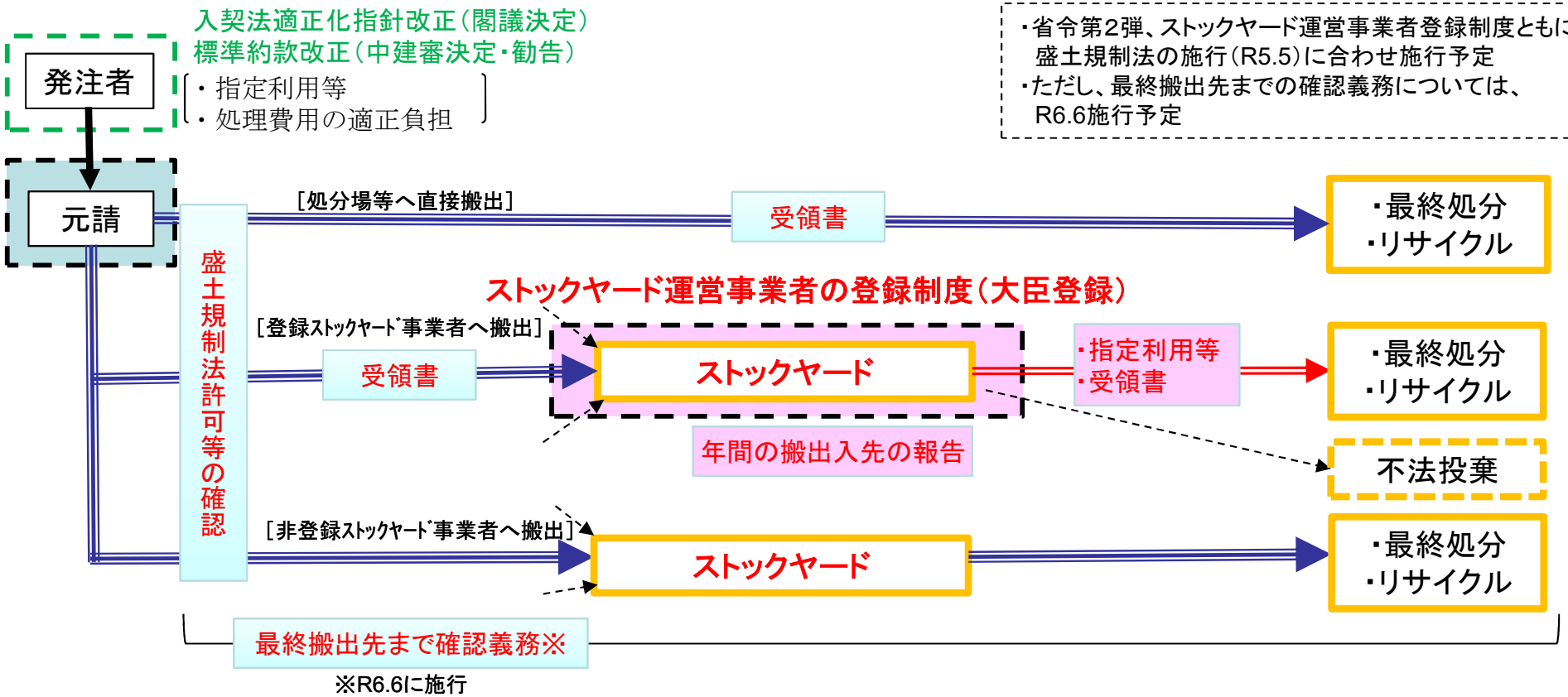

資源有効利用促進法（省令改正（第2弾））
・適切な搬出先であることの確認
・受領書による確認
・最終搬出先までの確認義務※

ストックヤード運営事業者の登録制度（告示）
・ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ事業者による指定利用等
・受領書による確認
・年間の搬出入先の報告

盛土規制法（法改正）
・危険な盛土行為を規制

資源有効利用促進法　省令改正（第二弾）の概要

パブコメ中

資源有効利用促進法について

- 建設工事の受注者及び発注者は、再生資源を利用するよう努めるとともに、自らの工事で発生した建設副産物が再生資源として利用されるよう努めなければならない。
- 主務大臣は、再生資源の利用促進に関する判断の基準を定め、基準に照らして著しく取組が不十分な一定規模以上の事業者に対し、立入検査・勧告・命令を行うことが可能。

⇒**主に不適正処理防止の観点から省令を改正し、新設するｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ運営事業者登録制度とあわせ、計画制度を強化**。

◇適正な搬出先への確実な搬出等【省令改正（第２弾）】

（１）適正な搬出先への確実な搬出

・元請業者は事前に当該工事の搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認し、結果を再生資源利用促進計画の添付資料（チェックリスト）として現場掲示

・元請業者は搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認、受領書の写しを５年間保存

※・元請業者は搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、上記と同様に最終搬出先まで確認した書面を作成し、５年間保存
①国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
③ストックヤードのうち国土交通大臣の登録を受けた場所

（２）土壌汚染対策法への対応

・元請業者は発注者の土壌汚染対策法の手続き状況を確認

・確認結果を（１）と同様に現場掲示

注）2令和５年１月１日施行の政省令改正を実施済み（第一弾）
（再生資源利用促進計画の作成対象の拡大、同計画の発注者への説明、現場掲示の義務化等）

【施行予定】
（1）（2）を盛土規制法の施行に合わせ施行予定、ただし、（※）については、ストックヤード事業者の登録期間を1年間設け令和6年6月1日から施行予定

資源有効利用促進法　省令改正（第二弾）の概要

検討中

確認結果（チェックリスト）の現場掲示例　（イメージ）

再生資源利用促進計画の作成に伴う現場掲示チェックリスト

工事名	●●●工事	元請建設工事事業者等	（株）○○○○○○○○○○		
		作成・更新年月日	2023/5/30	工事責任者	○○　○○

建設発生土の搬出先確認

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	●●●●●●●●工事	公共事業利用	元請業者：●●●●建設（株）
2	●●県●●●●仮置場	公共事業利用	●●県●●●●●管理
3	●●●●●土砂処分場	盛土許可等	盛土規制法第12条許可 許可番号0000000
4	●●●●ストックヤード	盛土許可等	盛土規制法第21条届出 令和●年●月●日届出 国交省登録ストックヤード　No.0000000000000
5	●●●●土質改良プラント	盛土許可等	●●県●●●●●●●●に関する条例許可 許可番号0000000 国交省登録ストックヤード　No.0000000000000
6	●●●●●採石場跡地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可 登録番号0000000
7	●●●●●●●●ビル新築工事	他工事利用	元請業者：●●●●建設（株）
8	■■■■■■■■■■	別途理由	盛土規制法（宅造区域）：許可対象規模未満 土砂条例：許可等対象規模未満
9	■■■■■■■■■■	別途理由	盛土規制法（特盛区域）：届出対象規模未満 土砂条例：該当なし
10	■■■■■■■■■■	規制区域外	盛土規制法：宅造区域及び特盛区域外 土砂条例：該当なし 土地所有者：同意確認済

【補足事項】
搬出先の盛土規制法の許可や届出、条例の許可などの盛土許可等について確認し記載、
確認手順等は「チェックリスト作成にあたっての解説（共通・搬出先の確認編）」を参照ください

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認

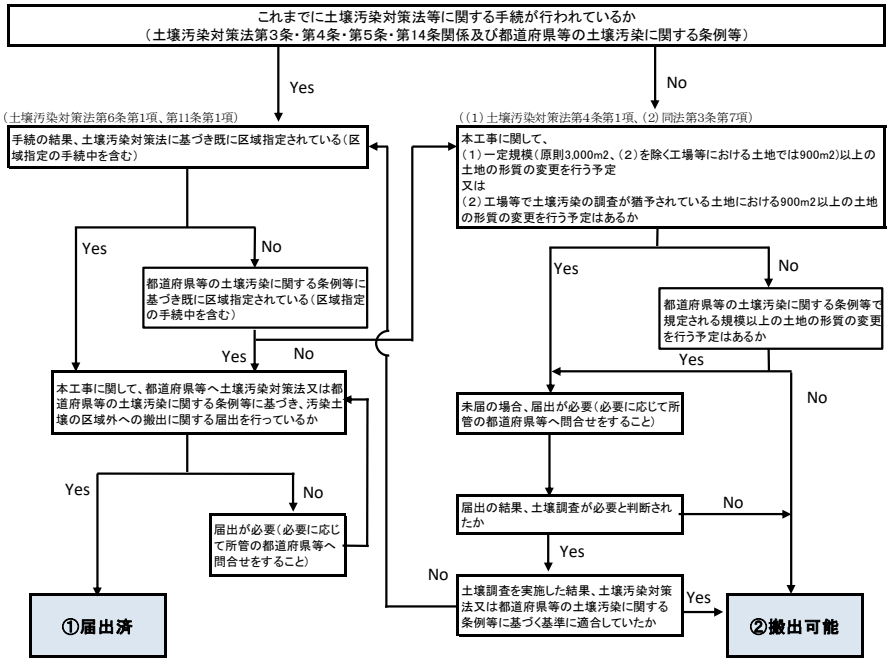

結果区分	確認結果
②	搬出可能

（備　考）

※結果区分が①の場合には、搬出先の名称、所在地を記載する

【補足事項】
当該土壌汚染対策法等の手続確認をした結果、①の場合、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いが必要となります。
詳細は「チェックリスト作成にあたっての解説（土壌汚染対策法等の手続確認編）」を参考にしていただきつつ、ご不明な点がございましたら所管の都道府県等にお問合せください。

資源有効利用促進法　省令改正（第二弾）の概要

検討中

チェックリストの記載内容（建設発生土の搬出先の確認）　（イメージ）

搬出する建設発生土が不法な盛土等に悪用され危険な盛土等となることを防ぐため確認

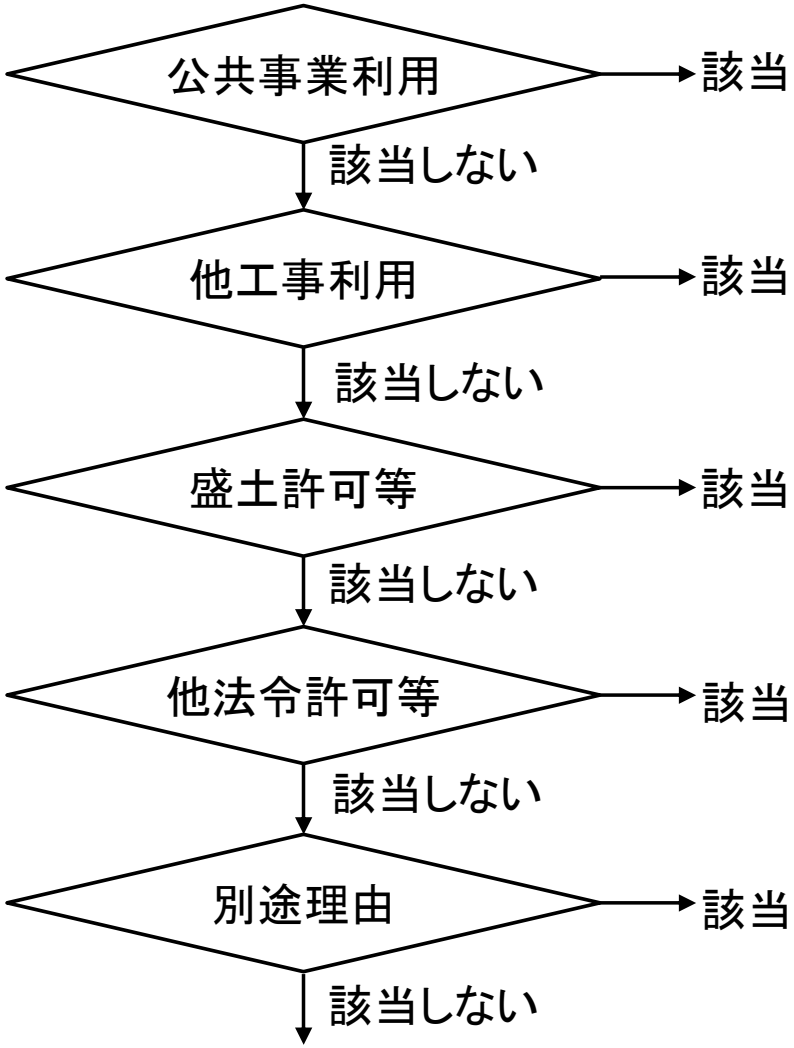

公共事業利用

搬出先の公共施設用地の管理者名等を確認し記載

他工事利用

搬出先の工事名及び元請業者名を確認し記載

盛土許可等　（盛土規制法や土砂条例）

許可にあっては許可の種類及び許可番号、届出にあっては届出日を確認し記載

他法令許可等　（盛土規制法や土砂条例に規定する他法令等）

許可等にあっては許可等の種類及び許可等番号、届出にあっては届出日を確認し記載

別途理由　（盛土規制法や土砂条例の規制区域内）

盛土規制法や土砂条例の許可等の対象規模未満など許可等を要しない理由を確認し記載

規制区域外

搬出先の土地所有者又は管理者が盛土行為等に関して同意していることを確認し記載

ストックヤード運営事業者登録制度の概要

パブコメ中

ストックヤード運営事業者の登録制度について

●資源有効利用促進法省令改正（第２弾）と連携し、**ストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設**

①ストックヤード運営事業者の登録制度創設の目的

ストックヤードに搬入された建設発生土の適正処理に資するため、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度を創設。これにより、優良なストックヤード運営事業者を育成し、建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進する。

②登録の拒否要件

・登録取消し後5年以内の者
・破産者、禁固刑を終え5年以内の者、不正又は不誠実な行為をするおそれのある者、暴力団等の関与がある者　など
・盛土規制法などの法令による是正命令等を受けている者　など

③登録した業者の業務

・ストックヤードから土砂を搬出する場合、事前に搬出先が盛土規制法の許可地であるか等を確認した書面を作成、また、搬出後に搬出先に受領書の交付を求め搬出先を確認
※・上記の搬出先から更に他の搬出先へ搬出された場合（搬出先が以下の①②③の場合を除く）には、最終搬出先までの搬出先を確認した書面を作成
　①国又は地方公共団体が管理する場所その他公共性のある場所
　②他工事利用の場合であって当該建設工事の現場等
　③登録ストックヤード
・ストックヤードの土砂の搬出入管理及び記録の保存を行い、事業年度ごとに管理状況年報を国に報告　など

※ 本項目は登録制度の開始1年後から施行

④登録した事業者に対する国の対応等

国は、ストックヤード運営事業の適正な運営を確保するため登録業者に対して以下の対応を実施
　①業務に関する報告又は資料提出の請求
　②業務に関する不正・不誠実行為等に対する指導、助言、勧告
　③不正登録や虚偽報告、上記勧告等の無視、盛土規制法などの法令による勧告や改善命令を受けた場合等における登録取消し

④発生土のリサイクルの促進

・国はストックヤード運営事業者のリストを公表。その際、搬入・搬出する土の種類、連絡先等を掲載

※登録の事務は、各地方整備局建政部建設産業課等が担当する予定

資源有効利用促進法の改正省令等の施行スケジュール

パブコメ中

〇資源有効利用促進法による建設発生土の搬出計画制度の強化について、盛土規制法の施行にあわせ施行
〇ただし、最終搬出先の確認については、同登録制度の登録期間として猶予期間を約1年間設ける

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度

①政省令第1弾施（R5.1）

R5.1　資源有効利用促進法政省令改正施行（第1弾）

R4.12.26
～R5.2.10

資源有効利用促進法省令改正（第2弾）
ストックヤード運営事業者登録制度（告示）

パブコメ実施

②省令第2弾、盛土規制法施行
ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ運営事業者登録制度開始（R5.5）

R5.5頃
・盛土規制法施行（自治体による規制区域の指定開始）
・資源有効利用促進法省令改正施行（第2弾）
・ストックヤード運営事業者登録制度開始

（登録手続きを考慮した猶予期間）

③省令第2弾　施行　（R6.6）
※非登録ストックヤードの場合、請負業者に最終搬出先までの確認義務を課す

R6.6頃　資源有効利用促進法省改正施行（第2弾）
【登録ストックヤード以外の最終搬出先の確認】